

第5章 食育の推進体制

第1節 計画の推進体制

■計画体系に基づいた推進体制

健康分野における最上位計画である「群馬県健康増進計画」(元気県ぐんま21)及び食品衛生分野の最上位計画である「群馬県食品安全基本計画」の個別計画としての計画体系に基づいた推進体制を構築して推進します。

第3次計画からは、本県における健康づくり対策の推進を図るために設置されている「元気県ぐんま21推進会議」を核として、本会議に「食育推進検討部会」を設置し、庁内関係部局との連携、調整を図りながら、総合的に食育行政を推進します。

■多様な関係者との推進体制

食育推進計画の実現に向けては、県が行う食育施策の客観性及び透明性の確保に努めるとともに、県民、関係者、行政等の多様な実践主体が、それぞれの役割と責務を担い、本計画がめざす基本理念や目標を理解し、相互に協力しながら、一体となって取り組むことが必要です。そのため、食育推進関係団体で構成する食育推進会議や地域食育推進ネットワーク会議、地区地域・職域連携推進協議会等を通じて、県民をはじめ、市町村、生産者、食品関連事業者、ボランティア等の意見を幅広く聴きながら、総合的かつ効果的に施策を推進します。

さらに、基本方針(重点課題)に対応するため、「若い世代食育推進協議会」や「ぐんま食育応援企業」「食育推進リーダー」との協力体制の充実を図ります。

■県民主体の推進体制

すべての県民が生涯にわたり身近な地域で食育を実践するためには、県民に最も身近な存在である市町村が、多くの関係者と協力しながら、主体的に取り組むことが大切です。市町村が、地域の特性を活かした市町村食育推進計画を策定し、計画的な取組を実施することができるよう、市町村との連携・協力体制づくりを積極的に進めるとともに、市町村の取組に対する支援に努めていきます。

第2節 計画の進行管理

進行管理

計画の進捗状況を客観的に把握するため、基本施策ごとに設定した指標の点検・管理を行います。

評価

本計画の進捗状況を適切に把握し、客観的な評価を行い、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。

また、進捗状況等について、元気県ぐんま21推進会議、食品安全審議会、食育推進会議、地域食育推進ネットワーク会議に報告し、今後の推進方策について意見を求めています。

公 表

施策の実施状況や本計画の進捗状況の点検結果について、県ホームページなどにより公表するとともに、本計画が円滑に推進されるよう、各種広報手段の活用、会議等の開催等により広く普及を図ります。

計画の見直し

国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食育をめぐる状況も大きく変わることも十分考えられるため、計画期間満了前であっても必要に応じて計画の見直しの必要性や推進期間等について、適時適切に検討します。

また、計画の見直しに当たっては、計画の推進状況の把握や施策の成果の検証を行い、その結果を踏まえ、行います。

健康増進推進体制における食育推進体制

